



電子記録媒体紛失に関するその後の対応について

令和5年10月に佐久穂町役場庁舎内で、個人情報を含むデータ(4,138名、4,740件の口座情報、口座振替額)が格納された電子記録媒体(USBメモリ)が紛失した事案について、その後の町の対応は、下記のとおりです。

関係の皆様及び町民の皆様にご迷惑をおかけしたことを、再度深くお詫び申し上げます。

今後このような事態が起こらぬよう、情報及び情報記憶媒体の適正な管理を徹底し、必要な対策を講じて、再発防止に努めてまいります。

1 個人情報の不正利用について

発覚から今日まで、USBメモリの紛失による当該個人情報の不正使用や第三者への被害などの事実については確認されていません。

2 町の情報管理体制の不備に対する対応について

電子記録媒体(USBメモリ)紛失事案を受け、情報管理体制の不備に対し、佐久穂町特別職報酬等審議会の答申に基づき、すでに減額支給されている町長及び副町長の給料月額について、1ヶ月間、さらに町長10%、副町長5%追加減額をします。

また、住民税務課の担当者及び担当課長を訓告、担当係長及び担当課長補佐を厳重注意としました。今後、個人情報の不正利用が、判明した際には、再度、処分を検討します。

3 再発防止策

再発を防止するために、次の対策を徹底しました。

- ア USBメモリは、パスワード等のセキュリティ機能があるものを使用すること。
- イ USBメモリを使用する場合には、使用管理簿に記入すること。
- ウ 使用後はUSBメモリ内のデータを削除すること。
- エ USBメモリは施錠可能な引出し等に保管し、施錠すること。

※上記のほか、職員に対して、セキュリティ研修を実施しました。また来年度、役場執務室内に防犯カメラを設置する予定です。

佐久穂町役場 総務課 庶務係
電話 0267-86-2525 (代)
内線 230・231
FAX 0267-86-4935
E-mail:syomu@town.sakuho.nagano.jp